

2018 年度 日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項

研 究 留 学 生

日本政府文部科学省は、日本において、正規生又は非正規生として研究を行う外国人留学生（研究留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 研究留学生の定義

正規生として大学院の修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程に在学する者、非正規生として大学の学部、大学院若しくは大学の附置研究所等において課程の修了を目的とせずに専門の分野について研究を行う者及びこれらに先立ち日本語等予備教育を受ける者をいう。（ヤング・リーダーズ・プログラム留学生及び教員研修留学生を除く。）

2. 募集分野

応募者が大学において専攻した分野又は関連した分野とし、日本の大学院で研究が可能な分野とする。ただし、各日本大使館及び総領事館（以下「在外公館」という）が当該国ごとに特定の募集分野を指定することがある。

医学、歯学及び福祉学等を専攻する者は日本の法律に基づき、厚生労働大臣の許可を得るまでは診療、手術等臨床研修に従事できない。また、歌舞伎や日本舞踊などの伝統芸能、工場等における特定の技術、技能等の実務研修を目的としたものは含まない。

3. 応募者の資格及び条件

日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

- (1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国の在外公館で行う。
- (2) 年齢：原則として 1983 年 4 月 2 日以降に出生した者。
- (3) 学歴：渡日時まで、日本の大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。なお、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は以下に該当する者とする。
 - ① 外国において学校教育における 16 年（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了した者。（見込みの者を含む。）
 - ② 日本の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、24 歳）に達した者。（見込みの者を含む。）上記以外の資格により、日本の大学院の入学資格を有する者。（見込みの者を含む。）
- (4) 日本語等：積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、日本で研究に従事し、生活に適応する能力を有すること。
- (5) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。

- (6) 渡日時期：渡日時期は、以下のいずれかとし、希望する渡日時期を申請書に記載する。原則として申請後の渡日時期の変更は認めない。また、自己の都合により以下の期日に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。やむを得ない事情がある場合を除き、受入れ大学の指定する期日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。
- ① 4月に留学を開始する者は、原則として2018年4月1日から4月7日までの間。
 - ② 9月又は10月に留学を開始する者は、受入大学が定める同年の各学期の学期開始日から数えて前後2週間のうち、受入大学が指定する期日。
- (7) 査証取得：渡日前に入管法別表第一の四に定める「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。査証については、原則として国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。
- (8) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。
- (9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
- ① 渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 文部科学省及び受入大学の指定する期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者で終了後奨学金支給開始時までに3年以上の教育研究の経歴がない者。ただし、帰国後、在籍大学を卒業（見込みの者を含む。）した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生が研究留学生として応募する場合はこの限りではない。
 - ④ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者、及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本に留学中の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前までに修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
 - ⑤ 渡日後に本制度による奨学金と重複して日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
 - ⑥ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
 - ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
 - ⑧ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
 - ⑨ 申請時から日本以外でのフィールドワーク、インターシップ等を希望している者
 - ⑩ 博士課程修了者のうち学位取得を目的としない者。

4. 奨学金支給期間

- (1) 非正規生（研究生、科目等履修生、聴講生等）として在籍する場合
- ・2018年4月に渡日する場合：2018年4月から2020年3月まで
 - ・2018年9月または10月に渡日する場合：2018年9月または10月から2020年3月まで
- いずれの場合にも、日本語等予備教育（以下、「予備教育という」）が必要な者は6か月間の予備教育期間を含む。上記以外の渡日の場合は、別途文部科学省にて決定する。
- (2) 正規生として大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する場合
- ・渡日時期にかかわらず、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間（各課程の標準修業年限は9.（4）～（6）を参照）とする。予備教育が必要な者は別途6か月間の予備教育期間を加算する。

5. 奨学金支給期間の延長

非正規生（研究生等）から正規生として大学院の正規課程に進学希望の者、あるいは大学院修士課程又は専門職学位課程から博士課程に進学希望の者で一定の基準を満たす特に成績優秀な者に

については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがある。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 非正規生（研究生等）として奨学金支給期間を延長することはできない。
- ② 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給期間を延長することはできない。（ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。）
- ③ 非正規生（研究生等）として在籍する期間内に正規課程へ進学できない場合、原則として奨学金支給期間の延長を申請することができない。ただし、2020年4月の入学を希望する場合は帰国旅費の支給申請を辞退すれば延長を申請することができる。なお、2020年4月に正規課程に入学した者が所定の期間内に研究を終了し帰国する場合の帰国旅費は、以下6.（3）②のとおり申請することが出来る。

6. 奨学金等

- （1）奨学金：月額143,000円（非正規生（研究生等））、144,000円（修士課程及び専門職学位課程）、145,000円（博士課程）を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。特定の地域において修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円の地域手当を月額単価に加算する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学又は予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

- （2）授業料等：大学における入学金、授業料及び入学検定料は日本政府が負担する。ただし、正規生として進学しない場合、又は不合格となった場合の入学検定料は自己負担とする。

（3）旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、または受入大学が通常の経路で日本国内に到着する際の国際空港までの下級航空券を交付する。渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のために第三国へ立ち寄り渡日する者について、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とする。原則として、渡日前の国籍国以外への転居等を理由に国籍国以外から渡日する場合は航空券を支給しない。
- ② 帰国旅費：文部科学省は原則として研究を終了し、文部科学省が定める奨学金支給期間（上記4.）の終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、原則として成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着す

る場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。

（注1）「5. 奨学金支給期間の延長 ③」に記載しているとおり、2020年4月の入学を希望する場合、奨学金支給期間の延長申請を行ったものの、延長を行わずに帰国する者には、原則として帰国旅費を支給しないので延長申請をする際は十分留意すること。

（注2）自己都合及び上記（1）①～⑧の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

（注3）奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

7. 第1次選考及び入学許可書等の取得

（1）在外公館は、申請書類、語学筆記試験及び面接に基づき、第1次選考を行う。

（2）語学筆記試験は日本語及び英語とする。必ず全員が受験すること。日本語の試験は、大学配置や渡日後の日本語教育の参考資料としても活用する。特に、日本語学、日本文学、日本歴史、日本法制等、十分な日本語能力を必要とする研究分野については、日本語能力の不十分な者は特別の事情がない限り採用しない。

（3）各選考について審査方針は以下のとおりである。

① 申請書類：最終出身大学において一定以上の成績であること。また、専攻分野及び研究計画が詳細かつ具体的に記述されていること。

② 筆記試験：日本語又は英語のいずれか一方で一定以上の成績であること。

③ 面接：日本留学に対する明確な目的意識を持ち、日本の大学について情報収集を行っている者であること。また、日本語又は英語の会話能力について、日本の指導教員との意思疎通ができる程度の語学能力があること。ただし、日本語能力が必要な専攻分野を希望する者については相当程度の日本語能力を有する者であること。

（4）第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とし、採否の理由は開示しない。なお、第1次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。

（5）第1次選考合格者は、第1次選考の結果通知後から8月31日（木）までに希望する日本の大学（最大3大学まで）と直接連絡を取り、大学院の正規生又は非正規生（研究生等）としての入学許可書、あるいは受入内諾書（以下、「入学許可書等」という。）の発行依頼を行うこと。（9月1日（金）以降に日本の大学に入学許可書等の発行依頼の連絡を取ることは認めない。また、8月31日は、入学許可書等の発行期限ではないので、大学に回答を督促しないこと。）。なお、入学許可書等の取得については、在外公館より各大学の留学生担当部署連絡先や、大学・研究者の検索サイト等につき情報提供を受けることが可能。

（6）大学に入学許可書等を依頼する際は、在外公館への提出書類一式（申請書、出身大学の成績証明書、専攻分野及び研究計画等）に在外公館が確認印を押して返却したもの及び在外公館が発行する第1次選考合格証明書を大学に直接提出すること。この他、大学からの指示に応じて必要書類を提出すること。

（7）大学からの回答状況は随時、在外公館に報告すること。また、大学からの回答状況を踏まえ、最終的な「配置希望大学申請書」を在外公館が指定する期日までに提出すること。

8. 第2次選考と大学配置

（1）文部科学省は、在外公館の第1次選考の結果に基づき第2次選考を行い、配置大学が決定した者を国費外国人留学生として採用する。

なお、申請者を受け入れることにより大量破壊兵器等の拡散上の懸念が生ずると判断される場合（国連安保理決議により禁止された技術提供等が行われる可能性が高い場合や、申請者が経済産業省の作成

する外国ユーザーリスト掲載団体に所属する者であって、この者に対して大量破壊兵器等の関連技術が提供される可能性が高い場合等) には、不採用となる。

- (2) 大学配置は、原則として申請者が入学許可書等を得ている大学であり、配置希望大学申請書に記載の第1から第3希望の大学に対して文部科学省が配置協議を行う。協議の結果、大学から承諾が得られれば当該大学に配置する。

ただし、希望する大学が公私立である場合で、授業料等に係る日本政府の予算の制約がある場合など、配置希望大学申請書に記載した希望順位に沿えない場合がある。

- (3) 大学院正規課程への入学許可書等を得た者については、非正規生（研究生等）の期間を経ずに、直接、当該正規課程に配置する。
- (4) 大学における講義・実験・実習等の研究指導を受けるための日本語能力が十分でないと配置大学から判断された場合は、最初の6か月間、配置された大学又は文部科学省が指定する大学等の予備教育機関に入学し、日本語教育を受ける。日本語教育を修了した者は、専門教育を行う配置大学に入学する。ただし、予備教育機関における成績が不良で専門教育を受けることが適当でないと判断されたときは、奨学金の支給を取り止める。（4. 奨学金支給期間 参照。）
- (5) 留学生が自己の研究を行うのに必要な日本語能力を既に有していると配置大学が認める場合は、予備教育を経ずに正規生又は非正規生（研究生等）として大学に直接入学する。
- (6) 最終的な採否結果及び被採用者の大学配置結果は、在外公館を通じて概ね11月から翌年2月までに通知される。採否の理由は開示しない。また、配置大学の決定に対する異議は認めない。

9. 進学及び学位の取得

- (1) 非正規生（研究生等）から大学院の正規課程へ進学を希望する者、あるいは大学院修士課程又は専門職学位課程から博士課程への進学を希望する者は、大学が行う入学試験を受験し、合格すれば進学できる。ただし、進学後も国費外国人留学生として奨学金の支給が継続されるためには別途、審査を経て、奨学金支給期間の延長が認められなければならない。（5. 奨学金支給期間の延長 参照。）なお、非正規生（研究生等）で在籍したままで奨学金支給期間を延長することはできない。
- (2) 非正規生（研究生等）から大学院の正規課程に進学する場合は、非正規生（研究生等）として在籍している大学の大学院に進学することを原則とするが、例外として留学生の専門分野・能力等から判断し、当該大学の大学院への進学が適当でないと認められる場合は、入学許可が得られることを前提に別の大学院へ進学することを可能とする。
- (3) 大学院の入学試験は大学によって異なるが、外国語、専門科目、論文等が課せられる。
- (4) 日本の学校制度上、修士課程は通常大学卒業後（学校教育における16年の課程を修了後）の2か年の課程であり、また、博士課程は、通常、修士課程修了後の3か年の課程である。この期間を在学し、所定の単位を取得して研究論文を提出後、最終試験に合格した者にはそれぞれ学位が与えられる。
- (5) 医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学については通常、4か年の博士課程のみである。この場合、入学資格は学校教育における18年の課程を修了した者、又は学校教育における課程が16年である場合は、課程修了後、大学、研究所等で2年以上の研究歴を有し、日本の大学院が前者と同等と認める者とする。
- (6) 専門職学位課程とは、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、2003年度から新しく制度化された専門職大学院の課程である。標準修業年限は通例2年である。専攻分野によって1年以上2年未満の場合がある。修了すれば修士（専門職）の学位が授与される。また、専門職学位課程の中には、法曹養成のための法科大学院の課程もあり、修業年限は3年、修了すると法務博士（専門職）の学位が授与される。

10. 応募手続

応募者は以下の書類を一式として、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正本 1部	写し 2部	備考
①	申請書	○	○	2018 年度版様式を使用のこと。(注4)
②	配置希望大学申請書	○	○	2018 年度版様式を使用のこと。(注4)
③	専攻分野及び研究計画	○	○	2018 年度版様式を使用のこと。(注5)
④	最終出身大学の成績証明書	○	○	出身大学又は当該国政府が発行したもの。(注6)
⑤	最終出身大学の卒業証明書又は学位取得証明書	○	○	卒業見込みの者は卒業見込証明書(注7)
⑥	最終出身大学の長又は担任教員の推薦状	○	○	様式は自由。サンプル有。
⑦	健康診断書	○	○	2018 年度版様式を使用のこと。
⑧	学位論文概要等	●	●	論文を執筆している者のみ提出。(注8)
⑨	勤務先上司の推薦状	●	●	現在職についている者のみ提出。様式は自由。サンプル有。
⑩	作品の写真又は演奏の録音電子媒体	●	●	美術・音楽を専攻する者のみ提出。

(注1) 黒丸の書類は該当者のみ提出すること。

(注2) 全ての書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

(注3) 全ての書類の右上には、必ず①～⑩までの申請書類番号(表のNo.参照)を記載すること。

(注4) 申請書及び配置希望大学申請書は2018年度版様式を使用すること。申請書に貼付する写真は、最近6か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。また、写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータに写真のデータを貼り付け、申請書ごとに印刷することは可とする。

(注5) 専攻分野及び研究計画は大学への配置の際にも重要な資料となることから、自身の専攻分野及び研究計画を具体的かつ詳細に記載すること。2018年度版様式を使用すること。

(注6) 最終出身大学の成績証明書は大学学部、大学院の学年毎に取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのかが分かるものとする。(例えば、学位取得証明書や単に第何位で卒業等の卒業証明書は代用不可。)

(注7) 最終出身大学の卒業証明書及び学位取得証明書は、卒業証書及び学位記の写しでも代用可とする(一切返却しないので原本は提出しないこと)。ただし、その場合は当該出身大学の責任者による確認証明を付すこと。

(注8) 学位論文の概要等は卒業論文、発表論文等の要約で差し支えないが、学力判定の基礎資料となることに留意すること。

11. 注意事項

(1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。

(2) 渡日後、奨学金を受給するまで1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。

(3) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。

(4) 宿舎について

① 大学の留学生宿舍

留学生のための専用宿舍が設置されている大学に進学する者は、希望すれば、所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。

② 民間の宿舍等

上記の宿舍に入居しない場合は、大学の一般学生寮や民間の宿舍に自己負担で入居することとなる。なお、家族を帯同する場合、家族用の宿舍の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舍を確保の上、配偶者・家族を呼び寄せること。

- (5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

なお、卒業後に日本政府から元国費外国人留学生に情報提供を求める事項については協力すること。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

- (6) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (7) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (8) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。